

2025 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者の役職氏名	代表取締役会長執行役員CEO 久保 允誉
コード番号	2730（東証プライム市場）
問い合わせ先	取締役上席執行役員 経営企画本部長 石田 亜紀

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。（改訂箇所は下線で示しております。）

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
 - (2) 代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」の下にコンプライアンスに関する会議体を設置し、コンプライアンスを含むリスク管理体制の強化に努める。また、重要事項については、「リスク管理委員会」から取締役会へ報告することとする。
 - (3) リスク管理委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスを含むリスク管理に関する適切なアドバイスを受けるものとする。
 - (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
 - (5) 「リスク管理委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
 - (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
 - (7) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

重要な意思決定がされた会議体の議事録など、取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、社内情報及び個人情報については、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
- (2) 代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、原則四半期に1回開催する。
「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、コンプライアンスや有事の際の対応方針（BCP等）を含めたエディオングループ全体のあらゆるリスクを総括的に把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行う体制を整備し、損失の危険を回避、軽減する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
- (2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
- (3) 取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。
- (4) 内部監査部門は、業務執行部門から独立し、各部門の不正・誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善を図るとともに経営効率の向上のため、会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価し、助言をする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

- (1) 当社は、各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
- (2) 各子会社は、取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用する。
- (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を整備させる。
- (4) 当社は、エディオングループ全体としての意思統一を図るため、「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図り、コミュニケーションを活性化させる。
- (5) 当社の内部監査部門が、監査体制の強化を図るため、各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施する。
- (6) 当社は、各子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定する。

6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査等委員会事務局を設け、専任のスタッフを配置する。

当該専任スタッフの人選については監査等委員会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、監査等委員会に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前協議のうえ実施することとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び従業員は、コンプライアンス、リスク管理に関する重要事項、エディオングループに著しい損害を及ぼした事項又は及ぼすおそれのある事項、その他監査職務に必要な事項を監査等委員会に報告する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査等委員会が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査等委員会から指名を受けた監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査等委員会の求めに応じて説明を行い又は自ら監査等委員会に報告を行った当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
- (4) 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査等委員会が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

以 上

お問い合わせ先	
IR 広報部	電話番号 06-6202-6016